

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」 第11回会合

## ヒアリング資料

### <目次>

- 【ヒアリング結果】各方式ごとのロイヤルティについて … 1
- 【ヒアリング結果】複数方式への対応・V-LOWのアンテナの対応について … 2
- 技術方式の考え方 … 3
- 技術方式の判断要素 … 5

# 【ヒアリング結果】各方式ごとのロイヤルティについて

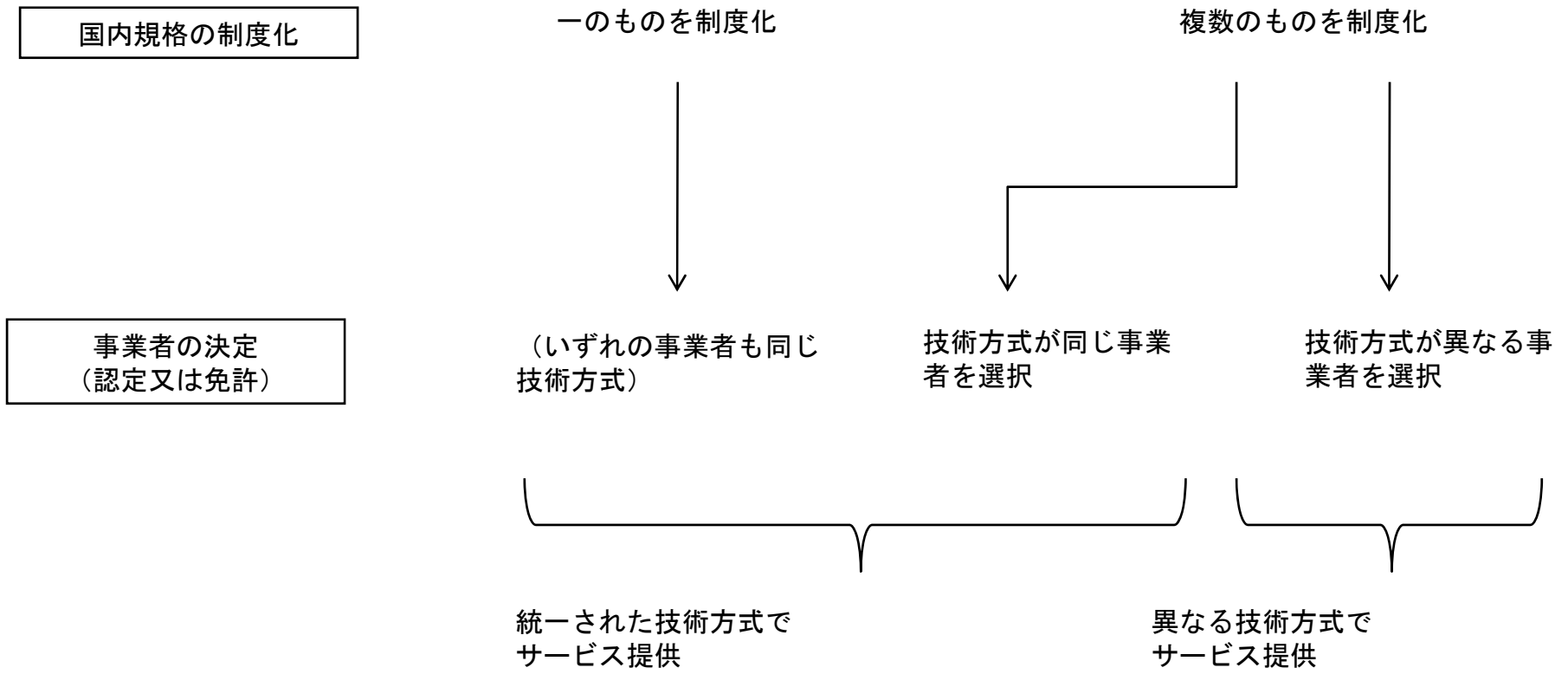
| 方式                  | 支払先                  | 対象となる技術   | 対象行為                                   | 支払額  | 備考   |
|---------------------|----------------------|---|--|--|--|
| MediaFLO            | クアルコム                | クアルコムに権利があるもの。  | ①製造したチップの販売                            | これまでチップメーカー3社について、ロイヤルティフリーの契約を締結しており、今後その方針。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>クアルコムのFLO基本特許をマルチモードCDMA/FLO携帯端末に使用する場合には、CDMA端末(CDMA2000及びW-CDMAを含む)にかかる標準特許料に追加特許料を付加しない。</li> <li>またCDMAを搭載していないFLO携帯端末に対しては、クアルコムは、公正、妥当、且つ無差別な条件に則りFLO基本特許の使用を許諾。</li> </ul>                                   |
|                     |                      |   | ②製造した端末の販売                             | クアルコムがライセンスを有する通信技術を用いた端末にMediaFLOが搭載されるマルチモード端末に対しては、ライセンス契約の標準的な条件に従って、標準ロイヤルティレートよりも高いレートを設定することなくライセンスを行う。 |  |
|                     |                      |   | その他は未定。                                |  |  |
| ISDB                |                      |   |  |  | <p>&lt;パテントプール方式のメリット&gt;</p> <p>一般的には、権利者が多くいる、異質な権利者がいる、権利を利用する実施者が多いことがポイントであり、</p> <p>①対応窓口が明確であり、条件が公表され、公平であるので、事業計画がたてやすく、参入リスクが少ない、</p> <p>②個々の権利者に個々にロイヤルティを支払うよりも、ロイヤルティの支払合計額は低くなる、</p> <p>③ 権利者にとっても、多くの実施者を捕捉する管理の負担が少なくなる、ことがメリットと考えられる。</p> |
| 【参考】ISDB-T          | アルダージ<br>(パテントプール会社) | ARIBの関係規格(基本的にすべて)<br>※ このほかのものとして、MPEG2、AAC、MPEG4がある。                                      | ○製造した端末の販売<br>(アルダージが公開、実施しているライセンス条件) | ¥200/台(3波共用機)<br>¥100/台(1波のみ)  | <p>①対応窓口が明確であり、条件が公表され、公平であるので、事業計画がたてやすく、参入リスクが少ない、</p> <p>②個々の権利者に個々にロイヤルティを支払うよりも、ロイヤルティの支払合計額は低くなる、</p> <p>③ 権利者にとっても、多くの実施者を捕捉する管理の負担が少なくなる、ことがメリットと考えられる。</p>  |
| 【参考】ワンセグ            |                      |   |  | ¥ 50/台   |  |
| ISDB-Tsb            |                      |   |  | ¥ 50/台(3セグのみ)<br>¥ 75/台(ワンセグと一体)   |  |
| 【参考】W-CDMA、CDMA2000 | クアルコム                | ARIB関係規格の中でクアルコムに権利があるものを含めて、製品に関連しクアルコムが所有する特許技術群<br>※ このほか、クアルコム以外の会社が保有する特許技術のライセンス処理が必要 | ①製造したチップの販売                            | 非公表  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自社でチップを製造し、それにより端末を販売する場合は不要(=②のみ。)</li> <li>標準料率が設定された1991年当初より5%未満の料率は一定。(第4回会合資料5参照)</li> <li>対象特許数は1991年は37件であったが、2006年までにその数は6100件以上。</li> </ul>   |
|                     |                      |   | ②製造した端末の販売                             | 端末のメーカー出荷価格の5%未満   |  |

【メーカーへのヒアリング結果】複数方式への対応・V-Lowのアンテナの対応

| ヒアリング事項        | 考え方  |
|----------------|--|
| 技術方式について       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンチップ化が実現したとしても、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アプリケーションソフト等、共通化できない部分の開発が発生する。</li> <li>・ 試験、確認作業に2重の手間を要する。(3社)</li> </ul> </li> <li>● 一般論としては、複数の技術方式が併存することは望ましいことではない。</li> <li>● ワンチップ化が実現しても、複数方式に対応する端末を作るかどうかは、別の問題。</li> <li>● ワンチップ化の実現の有無に関わらず(当然ワンチップ化の実現は強く望まれる)、それがユーザー・携帯電話事業者のニーズであれば、複数方式に対応する端末は作る。</li> </ul> |
| V-Lowのアンテナについて | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点で、V-Lowのアンテナを携帯電話に内蔵することは困難と考えられる。(3社)</li> </ul> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の携帯電話は、アンテナは内蔵でないと売れにくい。</li> <li>・ V-HIGHもV-Lowも内蔵は、実用上困難。加えて、V-Lowはロッドアンテナでも実用上困難。</li> <li>・ V-HIGHのアンテナで、V-Lowを受けようとする、相当感度が落ちるものと考えられる(10db以上下回る(=距離が1/3程度となる。)との意見もあり。)</li> </ul>  |

# 技術方式の考え方

## 【技術方式の決定プロセス】



# 技術方式の考え方

国内規格として制度化する技術方式は、「一とする場合」、「複数とする場合」が考えられるが、いずれを前提に制度化することが適当か。

また、仮に、複数の技術方式を国内規格化した場合、事業者の決定の段階ではどのようにすべきか。

|        | 一のハード事業者の場合 | 複数のハード事業者の場合  |  |
|--------|-------------|---|--|
|        | ⇒ 必然的に一となる  | 「一とする場合」  | 「複数とする場合」  |
| 視聴者の利益 |             |   |  |
| 利用者の利便 | —           | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、いずれの受信機でも、すべての事業者のサービスが享受できる。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のサービスごとに、異なる受信機が必要。ただし、複数の技術方式に対応するチップが一般的になれば問題ない。</li> </ul> <p>⇒ <b>ワンチップ化が実現しても、複数方式に対応した端末を作るかどうかは別の問題。</b></p> |
| 端末の価格  | —           | <ul style="list-style-type: none"> <li>ロイヤルティの支払いは一つの技術方式の分に限られるため、複数の技術方式に対応する端末と比べてコストが低い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>端末の価格に影響を及ぼさないには、ロイヤルティの支払いが少額であることが必要。</li> </ul> <p>⇒ <b>ロイヤルティの支払いのほか、共通化できない部分のコスト、試験・確認作業は、コストアップ要素。</b></p>       |
| 事業者の利益 | —           | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が技術方式を選択不可能。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が技術方式を選択可能。</li> </ul>   |
| 競争環境   | —           | <ul style="list-style-type: none"> <li>一の技術方式であっても、サービス事業者が複数あれば、競争は可能。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(複数の技術方式によりサービスが開始されれば)技術間の競争環境が生み出され、サービス間競争に資する。</li> </ul>   |
| 放送の普及  | —           | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実上、携帯電話事業者ごとに対応する放送事業者／技術方式が異なることはなく「放送の普及」に資する。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも現時点で参入を希望している放送事業者はオープンなビジネスモデルを予定しており、「放送の普及」に影響を及ぼさない。</li> </ul>  |

複数の技術方式から、一のものを決定する場合、次の事項を考慮することが必要なのではないか。

## 【国際標準との関係】

- ① 国際標準となっているか。

## 【技術方式の内容との関係】

- ② 周波数の効率的利用がよいものとするべきではないか。
- ③ 高品質なサービスが確保できるものとするべきではないか。
- ④ サービスの高度化・多様化の実現可能性があるものとするべきではないか。

## 【費用との関係】

- ⑤ 送信ネットワーク費用が低廉なものとするべきではないか。
- ⑥ 受信機の費用(ロイヤルティ負担等)が低廉なものとするべきではないか。

## 【その他】

- ⑦ 地上デジタルテレビジョン放送でワンセグ放送を行っていることをどう評価するか。
- ⑧ V-LowとV-Highの技術方式の整合性を確保する必要があるか
- ⑨ 我が国の国際競争力の強化に寄与するものとするべきではないか。